

令和 7 年第 9 回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

1 開催日 令和 7 年 6 月 3 日（火）

2 場 所 宝塚市役所 3 B 会議室

3 開会時間 午後 1 時 3 0 分

4 閉会時間 午後 1 時 4 0 分

5 出席した委員の氏名

赤井 稔教育長、木野 達夫委員及び松浦 一枝委員

6 除斥した委員の氏名

7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	飯田 博
学校教育部長	藤川 明人	教育研究課副課長	前川 真宏
社会教育部長	番庄 伸雄	教育企画課係長	板垣 慎一郎
管理部次長	池本 和義		
学校教育部次長	三ヶ尻桂子		
学校教育部次長	前田 政子		
学校教育部次長	山下 昌裕		

8 会議の書記

教育企画課事務職員 中瀬 陽子

9 議題

議案第 1 3 号 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針及び令和 8 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針の決定について

報告事項 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択に関する諮問について（答申）

会議の概要

開会 午後 1 時 30 分

赤井教育長

令和 7 年第 9 回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

飯田課長

おられません。

赤井教育長

本日は石井委員より、都合により欠席する旨の通知を受けました。また、春日井委員より到着が遅れる旨の連絡を受けました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により、過半数の委員の出席がありますので、本会が成立する旨報告いたします。

本日の署名委員は松浦委員です。よろしくお願いします。

本日の付議案件は、議決事項 1 件、議決事項以外の案件 1 件です。それでは、進行について事務局からお願いします。

飯田課長

本日の付議案件は、議決事項 1 件、議決事項以外の案件 1 件です。

案件は、議案第 13 号 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針及び令和 8 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針の決定について、報告事項 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択に関する諮問について（答申）です。

審議の順としましては、報告事項、議決事項の順とし、一括での審議をお願いいたします。なお、資料に記載されている宝塚市公立学校教科用図書選定委員会会長名に関しては本年 8 月まで非公開のため、審議の際は取扱いにご注意ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

赤井教育長

それでは、議案第 13 号 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針及び令和 8 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針の決定について、報告事項 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択に関する諮問について（答申）について、担当課より一括で説明をお願いいたします。

前川副課長

それでは、報告事項 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択に関する諮問に

について（答申）及び議案第 13 号 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針及び令和 8 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針の決定について、一括して内容及び提案理由を御説明申し上げます。

本件は、令和 8 年度に使用する教科用図書について、採択の基本方針等を定めるものです。

採択の基本方針等につきましては、令和 7 年 4 月 22 日に開催された教育委員会の会議で議決いただいた案をもって、宝塚市公立学校教科用図書選定委員会に諮問いたしました。

これについて、5 月 8 日に開催いたしました第 1 回宝塚市公立学校教科用図書選定委員会において慎重に審議いただいた上で、5 月 12 日に教育委員会に答申をいただきました。

この答申を尊重し、令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針等を別紙 1 から 2 のとおり決定しようとするものです。

5 月 8 日の選定委員会にて議論されました内容について、委員からの主な御意見と合わせて御報告いたします。

まず事務局から、本年度の教科書採択について、宝塚市公立学校教科用図書選定委員会規則及び文部科学省通知に則り、「公正確保」「教科書会社による過大な宣伝の禁止」「採択権者の権限と責任」「情報の公開」「教科書展示会」等に留意しながら進めることを説明いたしました。その後の協議では、学習指導要領の内容に沿ったものであるかどうかだけでなく、宝塚の子どもたちにとって最も良いものとなることを念頭に進めていくことを、選定委員全員で確認し、採択の基本方針に係る答申を原案通りに決定いたしました。

続いて、学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針に関しては、教育委員会事務局より、市内の特別支援学校・学級に在籍している児童生徒の人数や実態に加えて、宝塚市立学校に在籍する全ての児童生徒に対する割合が、6%に当たること等の説明を行いました。委員からは、特別支援学校で一般図書を使って、表現する力を伸ばす取組や、一人ひとり障害は違うので、その子の教育的ニーズを把握し、最も適した教育を行っていくことの大切さと、そのためには多様な教科用図書が必要となること等の御意見をいただきました。

また、保護者の委員からは、障害を持つ児童生徒が増える中、一人ひとりの障害に合わせて教育支援を行うことに期待するなどの御意見をいただき、協議を経て、令和 8 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針に係る答申を原案通りに決定いたしました。説明は以上でございます。

赤井教育長

ありがとうございました。説明がありました報告事項と議案について、何かご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

委員

(なし)

赤井教育長

それでは質問は無いようですので、報告事項については以上とし、議案第 13 号 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書採択の基本方針及び令和 8 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針の決定については、原案通り可決でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。

本日の予定の案件は以上となりますが、他に報告事項ありますか。

飯田課長

特にございません。

赤井教育長

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

————— 閉会 午後 1 時 40 分 —————